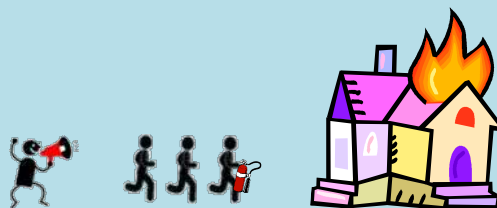


南 五 葉
ふれあいのまちづくり協議会
地域おたすけガイド

平成27年10月作成

(見直し 令和5年12月)

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



南五葉ふれあいのまちづくり協議会

地域おたすけガイド

運営本部設置基準

- 震度6弱以上が観測された場合。
- 地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

運営本部設置場所	南五葉小学校（鍵は学校開放委員保管）		
防災資機材庫の場所	鈴蘭公園	唐谷公園	
緊急避難場所・避難所	南五葉小学校		
耐震性防火水槽	鈴蘭公園		
一人暮らし台帳 高齢者台帳	各地区民生委員		
防災行政無線 設置場所	地域福祉センター		

三者【南五葉小学校・南五葉ふれあいまちづくり協議会・
南五葉防災福祉コミュニティ】による調整事項

（令和５年１２月２日）

- ※ 学校開放委員は、南五葉ふれあいまちづくり協議会のメンバーであり、開放に関して賛同。
また、学校開放委員が開錠できない場合は、南五葉教職員が駆け付け開放。
- ※ 有事の際は、南五葉小学校の保健室をけが人等の手当の場として開放。
- ※ 防災資機材庫の鍵は、地域福祉センターに各１本保管、また、防災福祉コミュニティ委員長宅に各１本ずつの予備を保管。
- ※ 各地区の民生委員は、南五葉ふれあいまちづくり協議会のメンバーであり、災害時の情報提供に関しては賛同。

北消防団 山田支団 小部分団との調整事項（令和６年２月４日）

- ※ 統括防災リーダーと協力し、対応すべき災害で班編成を行い対応する。
- ※ 防災資機材庫及び耐震性防火水槽の前を集結場所とし、活動可能な市民と共に一致協力し、または指示し防災活動を行う。
- ※ 救出・救護活動並びに消火活動にあっては、先頭に立ち、各関係機関及び市民と防災活動を行う。

鈴蘭公園(地域福祉センター) 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：南五葉5丁目1番地

鍵保管者：防コミ役員（会長）

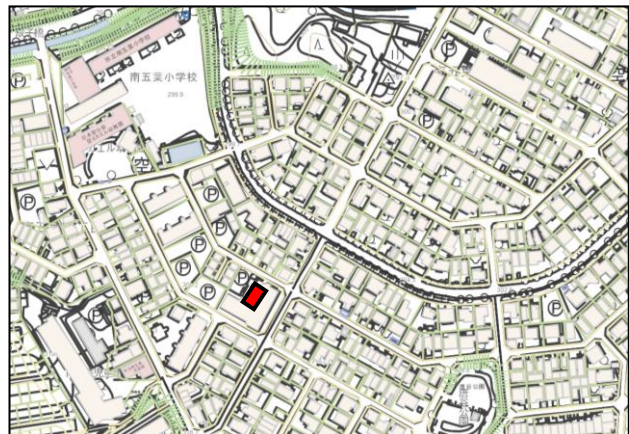
品 名	数 量	購入年
組み立て水槽	1	平成25年
訓練用消火器	25	平成25年
布バケツ	30	平成13年
二連梯子	1	平成25年
つるはし	1	平成13年
のこぎり	14	平成25年
パール	5	平成13年
携帯用コンクリート破砕器具	1	平成25年
ボルトクリッパー	1	平成13年
投光器	3	平成25年
鳶 口	2	平成13年
斧	4	平成25年
折り畳み担架	1	平成25年
ハンマー	2	平成13年
ヘルメット	6	平成25年
手袋	20	平成25年
サルベージシート	3	平成25年
強力ライト	2	平成25年
トラメガ	2	平成25年
コンテナボックス	9	平成25年

唐谷公園 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：南五葉4丁目3番地

鍵保管者：防コミ役員（会長）

品 名	数 量	購入年
のこぎり	2	平成13年
スコップ	2	平成13年
つるはし	1	平成13年
鉄製ハンマー	1	平成13年
サルベージシート	3	平成13年
簡易ジャッキ	1	平成13年



□は、その行動が完了したら✓をつける。

【地震発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- ☐ 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- ☐ 地震の揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- ☐ 家族の安全を確認する。
- ☐ 火災が発生すれば消火器などで初期消火を行う。
- ☐ ラジオ、スマートフォンなどで情報を確認する。

ふれあいのまちづくり協議会としての活動

1 運営本部の立ち上げ

- ☐ 全ての役員が地域福祉センターに揃わないと予想されるが、集まったメンバーで小学校の鍵や防災行政無線など必要資機材を準備した後、南五葉小学校へ移動し、運営本部を立ち上げる。
- ☐ 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- ☐ 統括防災リーダーは集まってきた南五葉防災福祉コミュニティのメンバーで情報収集班や物資管理班などの班編成を行う。
- ☐ 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、情報共有するためにホワイトボードや模造紙を準備する。
- ☐ 情報収集班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動班に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護など）を出す。
- ☐ 各災害箇所の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 災害対応

- ☐ 防災活動が可能な市民は、「防災資機材庫」や「耐震性防火水槽」に集まり、消防団（小部分団）の指示の元、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ☐ 統括防災リーダーは消防団（小部分団）と協力し、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ☐ ラジオ、テレビ、スマートフォン、防災行政無線などで地震情報を収集する。
- ☐ 収集した地震情報は、伝令などにより本部に伝達する。
- ☐ 各地区内の被害状況や住民の安否などの状況調査を行う。
*地震時は固定電話、携帯電話は使用できないことが多いので注意が必要。

4 安否確認

- ☐ 民生委員が所有している一人暮らし台帳や高齢者台帳に基づき安否確認を行う。
- ☐ 事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力し安否確認を行う。
*ドアなどに安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- ☐ 耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具などを活用し初期消火を行う際は、消防団（小部分団）の指示の元に行く。
- ☐ 出火場所を確認する。
- ☐ 消防団（小部分団）と協力し、消火活動人員の割り振りをする。
*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- ☐ 消防団（小部分団）と協力し、二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
*救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- ☐ 消防団（小部分団）と協力し、救出活動人員の割り振りをする。
- ☐ 被災者が負傷している場合は、防災リーダーを中心に止血などの応急手当を実施し、状況によっては医療機関に搬送する。



7 災害時要援護者の避難支援

- ☐ 自宅の損傷の状況などにより、避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。
- ☐ 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- ☐ 被害情報、活動情報などを区役所や消防署に連絡する。
- ☐ 避難所運営で必要な事項を区役所などへ伝える。

9 避難所の開設

- ☐ 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を開設する。
- ☐ 避難者名簿の作成。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

【発生後数時間～3日（72 時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- ☐ 役員の集結状況や災害の状況に応じて、役割を見直す。

2 避難所の運営

- ☐ 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して、避難所の運営にあたる。
- ☐ 女性や子育て家庭への配慮。
- ☐ 避難所へのペットの同行は、衛生面を考慮し自宅等の安全な場所で保護してもらうこととする。
- ☐ 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）。
※ 特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。
- ☐ 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- ☐ 避難所への自家用車乗り入れは原則禁止とし、避難生活が長期化する際については、避難者数や避難状況等をみて再度検討する。

3 生活情報の収集

- ☐ 生活情報の収集及び住民への周知。

4 防火・防犯パトロール

- ☐ 阪神淡路大震災を教訓に極力男性陣でパトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、402箇所を「福祉避難所」に指定しています（2022年10月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査などをもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況などを踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。



情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、スマートフォン、防災行政無線などで地震情報などの収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボードなどに時系列で記載する。

(1) ラジオなどでの情報収集

ラジオ、テレビ、スマートフォン、防災行政無線などで情報収集する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また定期的に区役所などに出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各地区からの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安 否 確 認

- 1 安否確認情報の収集。
- 2 安否不明者の確認。
 - (1) 事前に用意している災害時要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
 - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力し安否確認を行う。

訪問先での確認手順

- 1 外観の確認
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 声かけ・呼びかけ確認
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 3 ドアをノックする
応答がない時は、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 4 庭、勝手口などの確認
状況が把握できない時は、庭、勝手口などの確認をしてください。
- 5 確認シール貼付
確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

必ずドア
右上に貼付

シールの色分け

- 救助・支援の必要あり ● 安否の確認できず ● 確認済み・支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バールなど）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- （1）倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- （2）建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- （3）二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- （1）木片、トタン、ガラスなどの軽量物を除去する。
- （2）柱、梁などの大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープなどで支持、固定する。
- （3）火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- （1）要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- （2）要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼなどで傷口を圧迫止血す

5 情報伝達

広報掲示板を活用する。

消 火 活 動

- 1 耐震性防火水槽の小型動力ポンプなどを活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差は7 m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

- 1 自宅の損傷の状況などにより、避難所などに避難する。
- 2 必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 **一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 **寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャーなどの補助器具が必要なことがある。
- 3 **認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 **視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導などの援助が必要。
- 5 **聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図などを活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 **言語障がい者**
手話、筆談などによって状況を把握することが必要。
- 7 **在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。

南五葉ふれあいのまちづくり協議会 安全マップ



◆土砂災害・水害に関する区域

土砂災害警戒区域		急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)		がけ崩れ、土石流、地すべりが発生した場合、危害が生ずる恐れのある区域
		土石流		
		地すべり		
土砂災害特別警戒区域		急傾斜地の崩壊 (がけくずれ)		がけ崩れ、土石流が発生した場合、建築物に損壊が生じ、著しい危害が生じる恐れのある区域
		土石流		
		急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)		
河川の洪水による浸水想定区域		浸水		100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、一・二級河川からあふれた水により、浸水することが想定される区域 (点線は地下河川、準用河川)
		5.0m以上		
		3.0m以上 ～5.0m未満		
		0.5m以上 ～3.0m未満		
内水はみ溢による浸水想定区域		0.5m未満		100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、雨水管からあふれた水により、20cm以上浸水することが想定される区域
		100年に1回程度の確率で発生する大雨の際に、雨水管からあふれた水により、20cm以上浸水することが想定される区域		

最新の情報は神戸市情報マップや兵庫県CGハザードマップでご確認ください。

◆注意が必要な場所

	地下施設	地下駐車場	大雨の際、浸水に注意が必要
	道路冠水危険箇所 (アンダーパスにより道路が局所的に低く、大雨の際、冠水の危険あり)		

◆緊急避難場所など

	屋内の緊急避難場所	災害時に緊急的に避難する屋内施設 ※印の付いた施設は避難生活を送る避難所として利用不可 ※印のない施設は避難所として利用可能
	屋外の緊急避難場所	災害時に緊急的に避難する屋外空間
	貯水機能のある災害時給水拠点	災害時に飲み水の応急給水ができる場所

◆防災施設、観測施設

	防災行政無線 (屋外スピーカー)	避難情報などが放送されます。
	防災資機材庫	エリアに2ヶ所

WC	EV	活動室	402	401	資料室	501	502	WC	601	6年学習室
----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-------

WC	EV	学習室	みなみつ子ルーム	302	301	生活科教室	3階学習室	WC	202	201
----	----	-----	----------	-----	-----	-------	-------	----	-----	-----

WC	EV	相談室	理科準備室	理科教室	会議室	(特支)ここに	(特支)わくわく	WC	102	101
----	----	-----	-------	------	-----	---------	----------	----	-----	-----

WC	職員室	校長室	職員室	職員室	職員室	職員室	職員室	職員室	職員室	職員室
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

外部給電(体育館舞台左袖)

体育館

一般避難スペース

災害時特設公衆電話 3

備蓄倉

駐車禁止エリア

進入禁止エリア

給食室

パシ室

水道接続トイレ5基

本館北側倉庫(奥)に保管

仮設トイレエリア

本部職員駐車エリア

コーン、トラバークは切

緊急車

家庭科教室

図工室

音楽室

グラウンド

大規模災害時 避難者駐車場

正門

正門

正門

正門

正門

正門

緊急時、避難者来校が想定される場合の対応

学校開錠・避難所開設は、学校職員並びに北区役所職員が行う。

- ・仮設トイレ「災害時困らんトイレ」→駐車場の「災害用おすい」表示の排水口の上に設置
- ・停電時用外部給電2か所設置(体育館舞台に向かって左袖・管理員室前廊下)
- ・蓄電池1台(職員室)
- ・備蓄品(体育館前備蓄倉庫・新館3階机椅子倉庫・本館北側の東側の倉庫)

※詳細マニュアルは、職員室 黒板下(蓄電池の上)